

自主検査Q&A

(質問1)

本要綱第3条第2項の「前項のPCR等検査は、定点当たり報告数が15人以上となった週（連続する週の定点当たり報告数が15人未満から15人以上となった週に限る。）の末日・・・」の「末日」とは何曜日を指すのか。

(回答1)

本要綱第3条第2項における「末日」は「日曜日」を指します。

(質問2)

新規入所者は、1回のみとなっているが、短期入所で、期間中に入所、退所を繰り返している場合は、入所の期間ごとに新規入所者としてもよいか。

(回答2)

お見込みのとおり。

(質問3)

交付対象期間に検査キットを購入した場合は、未使用の検査キットの分も補助対象になるか。

(回答3)

補助対象にはなりません。

対象になるのは、交付対象期間に検査キットを使用した場合のみになりますので、100個購入して、90個使用した場合は、90個分のみになります。

(質問4)

申請書類の実績報告書(内訳)については、対象期間分一括で報告してもよいか。

(回答4)

申請書類の提出、期日等については別途ご案内します。

(質問5)

以前、購入した検査キットを使用した場合は補助対象となるか。

(回答5)

使用期限内のものであれば購入時期は問いません。

(質問6)

どのような検査キットが補助対象となるか。

(回答6)

「検査キット」の取り扱いについて

1 いわゆる「検査キット」を使用した場合も補助対象となるのか

PCR 検査等を実施するために検査機関から送付された検体採取用容器が「検査キット」と称されていることもあります。その容器を用いて検体を返送し、当該検査機関による検査を受ける場合は補助の対象となります。

また、新型コロナウイルスの抗原の検出を目的とし、厚生労働省から製造販売承認を得ている体外診断用医薬品（検査キット）および一般用抗原検査キット（OTC）により検査をする場合は補助の対象となります。

2 厚生労働省から製造販売承認を得ている新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）および一般用抗原検査キット（OTC）はどこで確認できるのか

厚生労働省のホームページに、新型コロナウイルス感染症の検査キット承認情報が掲載されていますので、そちらをご覧ください。

〔厚生労働省ホームページ〕

・新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11331.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html)

・新型コロナウイルス感染症の一般用抗原検査キット（OTC）の承認情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_27779.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27779.html)

《参考》〔消費者庁ホームページ〕

新型コロナウイルスの研究用抗原検査キット及び抗体検査キット使用についての注意

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/023650/>

3 厚生労働省から製造販売承認を得ている新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）および一般用抗原検査キット（OTC）により検査を行う場合、補助事業の実績を報告する際に特に必要となる書類

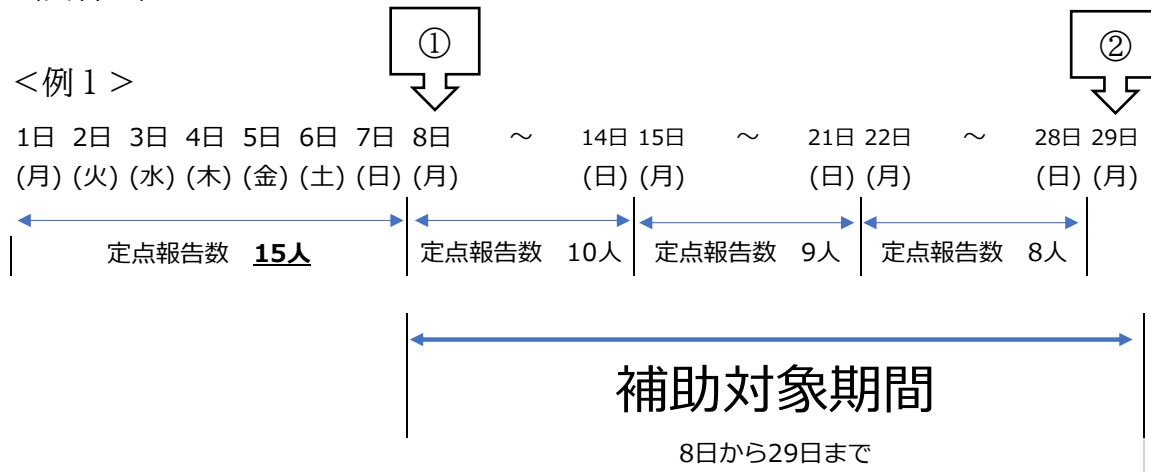
補助事業の実績を報告いただく際に、検査の実施に要した費用を証する領収書等の写しなどのほか、厚生労働省から製造販売承認を得ている新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）および一般用抗原検査キット（OTC）の使用実績などを記載していただくため、申請様式を参考に使用実績などを記録しておいてください。

(質問7)

補助対象期間はいかがか。

(回答7)

<例1>



①：始期(要綱第3条第2項)  
定点当たり報告数が15人以上となった週の末日の翌日

②：終期(要綱第3条第2項)  
定点当たり報告数が15人未満となった週の末日の翌日から2週間を経過する日

<例2>

